(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)	(三十三)	(三十四)	(三十五)	(三十六)
特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能			
給気風道の劣化及び損傷の状況	給気風道の取付けの状況	防煙壁の貫通措置の状況	給気送風機の設置の状況	給気風道との接続の状況	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	中央管理室における制御及び作動の状況の監視
目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は聴診により確認する。	予備電源により作動の状況を確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。
給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	建築基準法施行令第二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、同令第百二十九条の二又は第百二十九条の二の二第一項の規定に適合し、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に関する修繕等が行われている場合を除く。	建築基準法施行令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、同令第百二十九条の二又は第百二十九条の二の二第一項の規定に適合し、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に関する修繕等が行われている場合を除く。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	作動の状況を確認する。	送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	予備電源により作動しないこと。
中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。								

											(三十七)
											特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口
											吸込口の周囲の状況
											目視により確認する。
											周囲に給気を妨げる障害物があること。
二項第三号に定める基準に適合する付室は室階段室の階段室又は付室に設ける排煙口及び給気口											(十一)
(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)		
特別避難階段の階段室又は付室に設ける排煙口及び給気口		加圧防排煙設備									
排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	給気口の周囲の状況	排煙風道の劣化及び損傷の状況	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）の取付けの状況	給気口の周囲の状況	給気口の取付けの状況	給気口の手動開放装置の設置の状況	給気口の手動開放装置による開放の状況	給気口の開放の状況	給気風道の劣化及び損傷の状況	給気風道（隠ぺい部分及び埋設部分を除く。）の取付けの状況	
作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は聴診により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	
連動して作動しないこと。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に障害物があり操作できないこと。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	